

本号で公布された条例のあらまし

食品衛生に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十八号）（食品安
全課）

一 趣旨

食品の製造技術及び包装技術の発達により、保存性に優れた食品が製造されて
いる実態に鑑み、営業及び行商の一部について許可を要しないこととするための
改正

二 内容

(一) 食料品の販売業

- ア そうざい及び弁当類のうち、容器包装詰加圧加熱殺菌食品（レトルト食品）、
缶詰食品及び瓶詰食品は許可不要とする。
- イ 魚介類加工品、食肉製品、豆腐及びその加工品、菓子、パン並びにめん類
のうち、容器包装入りで常温保存可能な食品は許可不要とする。
- ウ アイスクリーム類は許可不要とする。

(二) 行商

- (一)で許可不要とした食品を行商でも許可不要とする。

三 施行期日

公布の日